

○外務委員会

・条約（一四件）

番号	件名	院議先	月提出日	参議院	衆議院	備考
5	4	3	2	1		
郵便小切手業務について承認を求める約定の件	郵便為替に関する約定の締結について承認を求める約定の件	小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件	万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件	万国郵便連合憲章の第四追加議定書の締結について承認を求めるの件	万国郵便連合憲章の第四追加議定書の締結について承認を求めるの件	
ク	ク	ク	ク	衆		
二、一 二、一	二、一 二、一	二、一 二、一	二、一 二、一	二、一 二、一	二、一 二、一	月提出日
(予) 承認	(予) 承認	(予) 承認	(予) 承認	(予) 承認	(予) 承認	委員会付託
二、一 二、一八	二、一 二、一八	二、一 二、一八	二、一 二、一八	二、一 二、一八	二、一 二、一八	委員会議決
承認	承認	承認	承認	承認	承認	本会議議決
二、一 二、一八	二、一 二、一八	二、一 二、一八	二、一 二、一八	二、一 二、一八	二、一 二、一八	委員会付託
二、一 二、一八	二、一 二、一八	二、一 二、一八	二、一 二、一八	二、一 二、一八	二、一 二、一八	委員会議決
承認	承認	承認	承認	承認	承認	本会議議決
二、一 二、一八	二、一 二、一八	二、一 二、一八	二、一 二、一八	二、一 二、一八	二、一 二、一八	委員会付託
承認	承認	承認	承認	承認	承認	本会議議決
						備考

10*	番号	件	名	
法律案 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する		件	名	
衆	院議先			
二、五	月提日出			
三、(予)五	委員会付託	参議院		
可決	三、二六	委員会議決		
可決	三、二六	本会議議決		
内閣	三、二、五	委員会付託	衆議院	
可決	三、一二	委員会議決		
可決	三、三四、一四	本会議議決		
		備考		

14	13	12	11	番号
麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件	故李方子女史（英親王妃）に由来する服飾等の譲渡に関する日本國政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	国際通貨基金協定の第三次改正の受諾について承認を求めるの件	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本國とフィンランド共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件	件
衆	院議先			
四、一八	月提日出			
(予)	委員会付託	参議院		
四、二二	委員会議決			
四、二五	本会議議決			
四、二五	承認	承認	承認	本会議議決
四、二六	承認	承認	承認	委員会議決
四、二三	四、一八	三、一六	三、一六	衆議院
四、二二	(予)	(予)	(予)	
四、二五	四、二五	四、二三	四、二三	
四、二六	四、二六	四、二四	四、二四	
四、二三	四、一八	三、一六	三、一六	
四、二四	四、二四	四、一二	四、一二	
四、二五	四、二五	四、一八	四、一八	
				備考

内閣提出法律案（一件）

万国郵便連合憲章の第四追加議定書の締結について承認を求めるの件（闇条件第一号）

要旨

万国郵便連合は、郵便物の国際交換制度の確立を目的として一八七四年（明治七年）に設立された世界で最も古い歴史を有する国際機関の一つである。連合は、その基本的文書である万国郵便連合憲章に基づき機能しており、憲章の枠内において、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約並びに個々の業務を規律する諸約定が締結されている。

憲章を除くこれらの文書については、連合の最高機関で通常五年ごとに開催される大会議においてその内容の改正が行われ、新たな文書が作成されることになっているが、一九八九年（平成元年）にワシントンで開催された第二十回大会議では、これら新文書の作成のほか、憲章についても連合の組織及び運営の効率化の観点から所要の改正を加えるため、第四追加議定書が新たに採択された。その主な改正点は次のとおりである。

一、連合の文書において用いる貨幣単位は、現行の金フランに代えて、国際通貨基金（IMF）の特別引出権（SDR）を採用することとした。

二、連合への加入又は加盟の手続、連合からの脱退の手続等は、従来スイス政府が行っていたが、今後は連合の国際事務局長が行うこととした。

三、条約及び関係諸約定の施行規則は、従来大会議にて改正されていたが、今後は大会議の決定を考慮して執行理事会が定めることとした。

委員長報告

ただいま議題となりました条約五件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

これらの条約は、いずれも昨年の万国郵便連合大会議において作成されたものであります。このうち万国郵便連合憲章の第四追加議定書は、連合の運営を効率化するため、連合の基本文書である万国郵便連合憲章に、連合の貨幣単位の変更等の改正を加えるものであります。

また、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約並びに小包郵便物、郵便為替及び郵便小切手に関する諸約定は、いずれも国際郵便業務における最近の事情を考慮して、連合諸機関の権限の強化、通常郵便物の基本料金のガイドライン化、小包郵便物の重量制限の緩和など、連合の運営に関する事項及び料金等の業務上の事項について所要の修正と

補足を行った上で現行の諸文書を更新しようと/orするものであります。

委員会におきましては、国際郵便業務におけるサービスの改善、開発途上国に対する郵便分野での技術協力等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、五件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）

要旨

この一般規則及び条約は、一九八九年（平成元年）にワシントンで開催された万国郵便連合の第二十回大会議において採択されたもので、国際郵便業務における最近の事情を考慮し、万国郵便連合の運営及び国際郵便業務に関する事項について所要の変更を加えた上で、現行の万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約を更新しようと/orするものである。その主な改正点は次のとおりである。

一、万国郵便連合一般規則

① 執行理事会の権限に条約及び約定の施行規則を改正する権限、国際郵便業務の質の維持、強化及び近代化のために必要な活動を行う権限、特別活動基金の管理規則を定める権限並びに大会議から大会議までの間において通常郵便物の普通料金を改正する権限等を加えることとした。

② 郵便研究諮問理事会の権限に技術、業務その他その権限内の分野において統一的な実施が不可欠であるものについての基準を郵政庁に対する勧告として作成し、提示する権限及び既に作成した基準を変更する権限を加えることとした。

③ 国際事務局長の権限に連合の文書の寄託者として及び連合への加入等の手続における仲介者として行動する権限並びに執行理事会が定め又は改正した施行規則を郵政庁に通告する権限を加えることとした。

二、万国郵便条約

- ① 個々の郵便物、納器等の識別のために、バーコード又は統一識別方式が利用できることとした。
- ② 通常郵便物に、従来の種別の他に、取扱速度に従つた新たな種別（優先郵便物・非優先郵便物）を導入す

ることとした。

③ 通常郵便物の運送に係る料金を定めるための基本料金をガイドラインとすることとした。

④ 名あて郵政庁は、自國¹あての航空通常郵便物等の処理のための時間を定め、差出郵政庁は、名あて郵政庁が定めた時間を考慮して、自國発の航空通常郵便物等の配達までの時間を定めることとした。

⑤ 保険付書状の保険金額の限度額を一定の金額以下に制限する場合の限度額を、二千二百八十六・八三SDR（四十二万円）から、三千二百六十六・九一SDR

（約六十四万円）に引き上げることとした。

⑥ 郵政庁は、書留郵便物の一部盗取又は損傷についても責任を負うこととなり、また、賠償金の最高限度額

を二十五パー²セント引き上げることとした。

⑦ 賠償金の支払期限について、請求の日の翌日から「六箇月以内」を「四箇月以内」に短縮することとした。

⑧ 到着料は、従来郵便物の種類のいかんにかかわらず重量一キログラム当たりの単一料率が定められていたが、二国間の郵便物の交換重量に従いL/C（書状及び郵便葉書）・A/O（印刷物、点字郵便物及び小形包装物）別の料率を導入することとした。

⑨ 名あて郵政庁は、自国内で国際郵便物の航空運送を行いう場合、当該航空運送に利用する運送路の加重平均距離が三百キロメートルを超えるときに限り、その費用の償還を請求する権利を有することとした。

⑩ EMS（国際ビジネス郵便）業務の定義、意匠及び料金に関する規定を設けることとした。

委員長報告

八五ページ参照

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求めるの件
(閣条第三号)

要旨

この約定は、一九八九年（平成元年）にワシントンで開催された万国郵便連合の第二十回大會議において採択されたもので、国際郵便業務における最近の事情を考慮し、郵便小包業務に関する事項について所要の変更を加えた上で、現行の小包郵便物に関する約定を更新しようとするものである。その主な改正点は次のとおりである。

一、郵政庁は、合意により、重量が二十キログラムを超え

る小包の交換を行うことができることとした。

二、名あて郵政庁は、自國あての航空小包郵便物等の処理のための時間を定め、差出郵政庁は、名あて郵政庁が定めた時間を考慮して、自國発の航空小包郵便物等の配達までの時間を定めることとした。

三、郵政庁が保険付小包の保険金額を一定の金額以下に制限する場合の限度額を、二千一百八十六・八三 SDR (四十二万円) から三千一百六十六・九一 SDR (約六十四万円) に引き上げることとした。

四、保険付きとされない小包の賠償金の最高限度額を各重量級で五十パーセントずつ引き上げることとした。

五、発送及び到着の陸路割当料金について、小包一個ごと及び閉袋の重量一キログラムごとのガイドラインとなる料金を定めることとした。

六、継越しの陸路割当料金及び海路割当料金を改定するとともに、継越しの距離に応じて小包一個ごと及び閉袋の重量一キログラムごとのガイドラインとなる料金を定めることとした。

七、名あて郵政庁は、自国内で国際小包の航空運送を行う場合、当該航空運送を利用する運送路の加重平均距離が三百キロメートルを超えるときに限り、その費用の償還

を請求する権利を有することとした。

委員長報告

八五ページ参照

郵便為替に関する約定の締結について承認を求めるの件

(閣条第四号)

要旨

この約定は、一九八九年（平成元年）にワシントンで開催された万国郵便連合の第二十回大會議において採択されたもので、国際郵便業務における最近の事情を考慮し、郵便為替業務に関する事項について所要の変更を加えた上で現行の「郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定」を更新しようとするものである。その主な改正点は次のとおりである。

一、郵便為替の種類を、通常為替、電信通常為替、払込為替及び電信払込為替と明記し、これら以外の業務についても関係郵政庁間で取り決め、その実施方法を定めることができることとした。

二、通常為替一口の最高限度額は、約定により定められて

いたが、関係郵政庁間の合意により定めることとした。

三、通常為替の振出しの際に差出人から徵収する料金の最高限度額を、十四・七〇SDR（二千七百円）から二十一・八六SDR（約四千四百七十円）に引き上げることとした。

四、為替金が郵便振替口座に受入登記される場合には、受取人から受入登記料を徵収することができるることとした。

五、関係郵政庁は、電信為替の送達のために電報以外の電気通信の方式を利用することを取り決めることができるのこととした。

たもので、国際郵便業務における最近の事情を考慮し、郵便小切手業務に関する事項について所要の変更を加えた上で、現行の郵便小切手業務に関する約定を更新しようとするものである。その主な改正点は次のとおりである。

一、郵政機関以外の機関が、自国の郵政庁との取決めの範囲内で郵便小切手業務の交換に参加することができるることとした。

二、郵便小切手業務において提供される業務の種類を、振替、払込み、払出小切手等による払渡し及び郵便保証小切手と明記し、これら以外の業務についても関係郵政庁間で取り決め、その実施方法を定めることができるとした。

三、振替及び払込みについては、関係郵政庁間の合意がある場合には、郵便振替口座以外の口座への受入登記の請求ができることとした。

四、振あて郵政庁は、振替金が郵便振替口座へ受入登記される場合には、振あて人から徵収する料金を定めることができることとした。

要旨

この約定は、一九八九年（平成元年）にワシントンで開催された万国郵便連合の第二十回大会議において採択され

委員長報告

八五ページ参照

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）

委員長報告

八五ページ参照

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）

要旨

我が国は、日米地位協定第二十四条についての現行特別協定に基づき、在日米軍従業員に支給される調整手当等八種類の手当の支払に要する経費を負担している。

本協定は、日米両国を取り巻く諸情勢の変化にかんがみ、在日米軍経費の我が国による一層の負担を図り、在日米軍の効果的な活動を確保するため、昨年十二月以来日米両国政府間で交渉が行われた結果、本年一月十四日に署名されたものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、我が国は、本協定の有効期間中、現行特別協定の対象である調整手当等八種類の手当に加え、新たに、在日米

軍従業員に支給される基本給、時間外勤務給、船長・機

関長手当等の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

二、我が国は、本協定の有効期間中、在日米軍又は在日米

軍の公認調達機関が公用のため調達する、公益事業によって使用に供される電気・ガス・水道・下水道及び暖房・調理・給湯用燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

三、我が国が負担する経費の具体的金額は、我が国が会計年度ごとに決定し、米国に対し速やかに通報する。

四、日米両国は、本協定の実施に関するすべての事項につ

き、日米合同委員会を通じて協議することができる。

五、現行特別協定は、本協定の効力発生の日に終了する。

六、本協定は、一九九六年三月三十一日まで効力を有する。

なお、本協定に関連して合意された議事録において、本協定の対象となっている給与には、現行特別協定の効力発生の際、我が国による負担の対象となっている部分を含まないことが確認されており、また、関連の書簡において、我が国が負担する経費の具体的金額の決定についての我が国政府の方針等が表明されている。

委員長報告

ただいま議題となりました協定につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

我が国は、現在、日米地位協定第二十四条についての特

別措置協定に基づき、在日米軍従業員に支給される調整手当等八種類の手当の支払い経費を負担しておりますが、今般の本協定は、日米両国を取り巻く諸情勢の変化にかんがみ、在日米軍の効果的な活動を確保するため、在日米軍駐留経費の我が国による一層の負担を図ろうとするものであります。

すなわち、我が国は、本協定の有効期間中、現行特別措置協定の対象である調整手当等に加え、新たに基本給等の支払い経費並びに在日米軍等が公用のため調達する光熱水料等の支払い経費の全部または一部を負担すること、我が国が負担する経費の具体的金額は我が国が会計年度ごとに決定し、米国に対し速やかに通報すること、現行特別措置協定は本協定の効力発生の日に終了すること、本協定は一九九六年三月三十一日まで効力を有すること等を内容としております。

委員会におきましては、海部内閣総理大臣及び中山外務大臣の出席を求め、日米関係のあり方と日米安保条約の意義、アジア・太平洋地域における安全保障の枠組み構築の必要性、地位協定における駐留経費負担の原則、駐留経費負担の現況と今後の見通し、所要経費の積算根拠、在日米軍削減計画と米軍基地の整理縮小等の諸問題について質疑

が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同の清水委員より反対、自由民主党の岡部理事より賛成、日本共産党の立木委員より反対の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本件は多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

欧洲復興開発銀行を設立する協定について承認を求めるの件（閣条第七号）

要旨

この協定は、一九八九年（平成元年）以来の中欧及び東欧諸国の政治的及び経済的改革に対する支援を強化するため、これらの諸国を対象とした地域開発銀行を設立するとのフランスの提案を受け、関係諸国との会議における検討の結果、一九九〇年（平成二年）五月二十九日に作成されたものである。この協定は、欧洲復興開発銀行の設立、その目的、資本、業務、組織及び運営等について規定してお

り、主な内容は次のとおりである。

一、銀行は、複数政党制民主主義、多元主義及び市場経済の諸原則を誓約しきつ適用している中欧及び東欧諸国における開放された市場指向型経済への移行並びに民間及び企業家の自発的活動の促進を目的とする。

二、銀行は、その目的達成のため、民間分野の活動の育成等の促進、内外の資本等の調達、生産的な投資の助長、技術援助の供与、資本市場の発展の促進及び奨励、環境上健全なかつ持続的な開発の促進等を任務とする。

三、銀行の加盟者の地位は、欧州の国、欧州の国以外の国際通貨基金（IMF）加盟国、欧州経済共同体（EEC）及び欧洲投資銀行（EIB）に開放される。なお、当初の加盟資格は、欧州共同体（EC）加盟国、ソ連を含む中欧・東欧諸国、北欧諸国、米国、日本等三十九カ国並びに、EEC及びEIBの一国際機関のみに与えられている。

四、銀行の当初の授権資本は、百億歐州通貨単位（ECU、約百二十億ドル）であり、それぞれ一万ECUの額面価格を有する百万株に分けられる。各加盟者は割当に基づき株式に応募するが、我が国の応募額は八・五一七五%に当たる八億五千七十五万ECU（約千四百四

十八億円）である。なお、主要加盟国の出資率は、米国一〇%、フランス、ドイツ、イタリア、英國及び日本八・五一七五%、ソ連六%、スペイン及びカナダ三・四%である。

五、銀行は、①民間部門の企業、民営化しつつある国有企業等への貸付け、投資、保証等、②民間部門の発展等に必要な経済基盤の復興又は開発のための貸付け、技術援助等を業務とする。

六、銀行は、加盟国が銀行の目的に反する政策を実施しているおそれがある場合には当該国の受益を停止又は制限することができる。又、自ら要請する国は、この協定の効力発生後三年の期間中その受益規模を自国が払い込んだ株式の額に限定し、かつ、融資を受ける対象を民間部門、民営化しつつある国有企業等に限定できる。この要請を行ったのはソ連のみである。

委員長報告

ただいま議題となりました条約二件及び法律案一件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、歐州復興開発銀行設立協定は、ソ連を含む中欧・

東欧諸国の政治的経済的改革を支援し、これらの改革を実施している各国の市場志向型経済への移行等を促進するため、欧州復興開発銀行を設立することを目的とするものであります。同銀行の設立、その目的、資本、業務、組織及び運営等について規定しております。

次に、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、消費、生産等の規制の対象となる物質の範囲を拡大すること、開発途上国に対する資金供与の制度を設けること等について規定するものであります。

次に、在外公館名称、位置、給与法改正案は、米国のマイアミ及びフランスのストラスブールにそれぞれ総領事館を設置すること、最近の為替相場及び物価水準の変動等を勘査して、在外職員の在勤基本手当の基準額を改定すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、欧州復興開発銀行の設立目的と業務内容、オゾン層破壊物質の全廃に向けての我が国の対応策、外交実施体制の充実強化策等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終え、討論に入りましたところ、欧州復興開発銀

行設立協定について日本共産党の立木委員より反対する旨の意見が述べられました。

ついで採決の結果、欧州復興開発銀行設立協定は多数をもって、モントリオール議定書の改正は全会一致をもってそれぞれ承認すべきものと決定し、また、在外公館名称、位置、給与法改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定致しました。

以上、御報告申し上げます。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第八号）

要旨

この改正は、オゾン層を保護するための措置を強化するとの観点から、消費、生産等の規制の対象となる物質の範囲を拡大すること、開発途上国に対する資金供与の制度を設けること等を目的とするもので、一九九〇年（平成二年）六月にロンドンで開催されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の第二回締約国会合において採択されたものである。その主な内容は次のとおりである。

一、締約国は、新規規制物質として追加されたフロン十種

類、四塩化炭素、一・一・一トリクロロエタンにつ

いて、その生産及び消費を段階的に削減して今世紀中又

は二〇〇五年までに全廃する。

二、締約国は、新規規制物質の非締約国との輸出入を禁止

する等貿易規制を強化する。

三、締約国は、新規規制物質及びオゾン層を破壊するおそ

れのある物質であるがフロンの代替物質として当面そ

の使用を継続ざるを得ない物質として特定された過渡的

物質に関し、生産量及び輸出入量の統計資料等を事務局

に提出する。

四、締約国は、開発途上国である締約国による規制措置の実施を可能とするために、開発途上国である締約国に対し資金協力及び技術協力をを行うことを目的とする制度を設ける。当該制度は、締約国の管理の下に運営される多数国間基金を含む。

五、締約国は、環境上安全な代替品及び関連技術を開発途上国である締約国に対して速やかに移転すること及びこの移転が公正で最も有利な条件の下に行われることを確保するため、資金供与の制度によって支援される計画に合致したすべての実行可能な措置をとる。

委員長報告

九二一ページ参照

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とバングラデシュ人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）

要旨

本条約は、本年一月、ダッカにおいて署名されたものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久的施設を有する場合にのみ、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。

二、国際運輸業所得のうち、航空機所得については企業の居住地国においてのみ課税され、船舶所得については相手国においてその国内法上の課税額の五十%又は企業が取得する課税対象総収入の四%のいずれか少ない方の額で課税される。

三、投資所得に対する源泉地国税率は、相手国の居住者が支払う配当については親子会社間の場合十%、その他の場合十五%、相手国において生ずる利子及び使用料に

ついては十%をそれぞれ超えないものとする。

四、短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づく活動を行う芸能人等、教授、学生等の所得については、一定の条件の下に相手国の租税が免除される。

五、二重課税の回避については両国とも外国税額控除方式による。また、一定の所得について我が国においてみなし外国税額控除を認める。

委員長報告

ただいま議題となりました条約四件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、バングラディシュとの租税条約及びブルガリアとの租税条約は、我が国と両国との間でそれぞれ二重課税の回避方法等を定めたものでありまして、その内容は、いずれも從来我が国が諸外国と締結してきております租税条約と同様、OECDモデル条約案に基本的に沿ったものであります。

次に、フィンランドとの租税条約改正議定書は、フィンランドの税制改正に伴うものでありまして、同国における対象税目の一一部及び同国の一重課税の排除方式を改正しよ

うとするものであります。

次に国際通貨基金協定の第三次改正は、IMFに対する債務の履行遅滞の増大に対処するため、IMF協定上の義務の不履行を続けている加盟国の投票権の停止等を規定するものであります。

委員会におきましては、今回の租税条約締結の目的、我が国と相手国との経済関係、租税条約の濫用防止策、IMFにおける投票権停止措置の妥当性、IMF協定改正と第9次増資との関係等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の立木委員より、四件に反対する旨の意見が述べられました。次いで採決の結果、四件はいずれも多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣條第一〇号）

要旨

本条約は、本年三月、ソフィアにおいて署名されたものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久的施設を有する場合にのみ、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。

二、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。

三、投資所得に対する源泉地国税率は、相手国の居住者が支払う配当については親子会社間の場合十%、その他の場合十五%、相手国において生ずる利子及び使用料については十%を超えないものとする。

四、短期滞在者、両締約国政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づく活動を行う芸能人等、教授、学生等の所得については、一定の条件の下に相手国の租税が免除される。

五、二重課税の回避については、我が国は外国税額控除方式、ブルガリアは一定の所得を除き国外所得免除方式による。また、一定の所得について我が国においてみなし外国税額控除を認める。

委員長報告

前ページ参照

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）

本議定書は、一九七二年（昭和四十七年）に締結された現行租税条約をフィンランドの新税制に合わせて一部改定するものであつて、その主な改正点は次のとおりである。

一、フィンランド側の一般対象税目のうちの船員税にて非居住者の所得に対する源泉徴収税を対象税目とする。

二、フィンランドの二重課税排除的方式については、一定の所得を除き国外所得免除方式をとっているが、一定の配当以外の所得について外国税額控除方式とする。

委員長報告

前ページ参照

国際通貨基金協定の第三次改正の受諾について承認を求める
の件（閣條第一二号）

要旨

この改正は、国際通貨基金協定上の義務の不履行を続けている加盟国の投票権の停止等を規定することによって、

国際通貨基金（I M F）に対する加盟国の債務の履行遅滞の増大に対処しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、加盟国が、本協定上の義務を履行しないために一般資金を利用する資格の喪失を宣言され、なお相当の期間の経過後においても義務の不履行を続けているときには、基金は、総投票権数の七十%の多数により当該加盟国の投票権を停止することができる。

二、投票権を停止された加盟国は、すべての加盟国の受諾を必要とする改正及び特別引出権（SDR）会計のみに關する改正の場合を除くほか、協定の改正案の採択に参加してはならず、総務、理事等を任命、選出してはならない。ただし、当該加盟国は、自國の行った要請又は自國に特に關係のある事項について審議が行われている間は、総務会、理事会等の会合に出席する代表者一人を送

る資格を有する。

三、加盟国の投票権の停止は、総投票権数の七十%の多数により、いつでも解くことができる。なお、この改正の発効は、I M Fにおける我が国の出資比率を第二位とすること等を内容とする第九次増資の発効要件の一つとなつてている。

委員長報告

九五ページ参照

故李方子女史（英親王妃）に由来する服飾等の譲渡に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣條第一三号）

要旨

本協定は、日韓両国の友好關係及び文化、學術、歴史、相互理解、人的交流等の諸分野における協力關係の發展に資するため、本年四月十五日東京において署名されたもので、その主な内容は次のとおりである。

一、日本国政府は、故李方子女史に由来する服飾、裝身具等で附屬書に掲げる一二七点を、本協定の効力発生後六

箇月以内に韓国政府に対して対価なしに譲渡する。

二、韓国政府は、譲渡される服飾、装身具等が日韓両国の友好関係及び諸分野における協力関係の発展に資する」ととなるよう適切な措置をとる。

委員長報告

ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、故李方子女史に由来する服飾等の譲渡に関する韓国との協定は、日韓両国の友好・協力関係の発展に資するため、我が国政府が、故李方子女史に由来する服飾等二百二十七点を、韓国政府に対して対価なしに譲渡すること等について規定しております。

次に、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国連条約は、麻薬及び向精神薬の不正取引の処罰、不正取引による収益等の没収、犯罪人引渡し等について国際的な枠組みを定めるものであります。委員会におきましては、故李方子女史に由来する服飾等を韓国に譲渡することとした理由、韓国における本件服飾等の展示の方法、薬物濫用の現況と防止対策、薬物問題に関する国際協力、マネー・ロンダリングに対する規制策、監視付移転による薬物犯罪捜査

の実効性等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終え、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一四号）

要旨

本条約は、一九八八年（昭和六十三年）十一月に、国連加盟国等によりウィーンで開催された条約採択会議において作成されたものであって、大麻・コカイン・ヘロイン等の「麻薬」及び、LSD等の幻覚剤・ヒロポン等の覚せい剤・催眠剤等の「向精神薬」の不正取引の防止及び処罰のための国際協力を促進することを目的として、麻薬及び向精神薬の不正取引の処罰、不正取引による収益等の没収、犯罪人引渡し等について国際的な枠組みを定めており、その主な内容は次のとおりである。

一、締約国は、①麻薬又は向精神薬の不正な製造、製剤、販売、仲介、輸出入等、②麻薬の生産のためのけし・コ

力樹・大麻植物の栽培、③麻薬等の不正な製造等に用いられることを知りながら行つた装置・原材料の製造、輸送等、④麻薬等の不正な製造・販売等に対する資金提供等、⑤以上の行為により生じた財産の隠匿、偽装等（いわゆる「マネー・ロンダリング」）。不正資金を金融機関を経由することにより「浄化」し、不正収益の出所・所有者等を偽装、隠匿すること）及び、⑥以上のすべての行為の未遂、共謀、帮助等を、いずれも本条約上の「不正取引」として、国内法により犯罪とし刑罰等の制裁を科するための必要な措置をとる。

二、締約国は、本条約に基づく犯罪が自国の領域内で行われる場合及び容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、当該容疑者が自国民であること等を理由に他の締約国に対し引渡しを行わない場合には、当該犯罪について自国の裁判権を設定するために必要な措置をとる。

三、締約国は、本条約に基づく犯罪により生じた収益、その収益に相当する財産又は当該犯罪のために用いられた麻薬・向精神薬・装置等を没収するために必要な措置をとる。

四、本条約に基づき締約国が定める犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡し条約に定める引渡し犯罪とみなされ、将来

締結される犯罪人引渡し条約においても引渡し犯罪に含まれる。また、締約国は、一定の事由に基づいて自国の領域内に所在する容疑者の引渡しを行わない等の場合には、訴追のため自国の権限ある当局に事件を付託する等の措置をとる。

五、締約国は、本条約に基づく犯罪の捜査、訴追及び司法手続において、最大限の法律上の援助を相互に与える。

六、締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、本条約に基づく犯罪を防止するための法執行活動の効果を上げるため相互にかつ緊密に協力する。

七、締約国は、自国の国内法制の基本原則によって認められる場合、本条約に基づく犯罪の関与者を特定し法的措置をとるため、相互に合意する協定等により国際的規模の監視付移転（コントロールド・デリヴァリー。締約国の権限ある当局が、事情を知りながらその監視の下に、麻薬等の不正な送り荷が自国の領域を出、これを通過し又はこれに入ることを認める検査方法）の適当な利用ができるように、可能な範囲内で必要な措置をとる。

八、締約国は、麻薬等の不正な製造に頻繁に使用される、本条約の付表I及びIIに掲げる物質が麻薬等の不正な製造に流用されることを防止するための適当な措置をとり、

このために相互に協力する。また、当該物質の製造・分配・国際取引等の監視のための適当な措置等をとる。

九、締約国は、麻薬及び向精神薬の不正な生産又は製造に用いられる原料及び装置の取引及び流用を防止するために適当な措置をとり、このために協力する。

十、締約国は、麻薬及び向精神薬を含有する植物の不正栽培及び撲滅のため、並びに、麻薬及び向精神薬の不正な需要を無くし又は減少させるために適当な措置をとる。

十一、締約国は、商業運送業者が用いる輸送手段が、本条約に基づく犯罪の実行に利用されないための適当な措置等をとる。

十二、締約国は、自國の領域における本条約の運用に関する資料を国連麻薬委員会に提出する。

委員長報告

九八ページ参照

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、米国のマイアミ及びフランスのストラスブールに総領事館を設置するとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。

二、最近の為替相場及び物価水準の変動等にかんがみ、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。

三、ドイツ統一に伴い、在ドイツ民主共和国日本国大使館に係る規定を削除するとともに、在ドイツ連邦共和国日本国大使館の名称を在ドイツ日本国大使館に変更する。

四、イエメン統一に伴い、在南イエメン日本国大使館に係る規定を削除する。

五、チエックコスロヴァキアの国名変更に伴い、同国にある日本国大使館の名称を在チエック・スロヴァキア日本国大使館に変更する。

委員長報告

九二ページ参照

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）